

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

この届出書類は、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び総務局総務部総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から 4 月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 11 日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）田丸屋ビル（静岡パルコ）

静岡市葵区紺屋町 6 番地の 7

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社主婦の店 静岡市葵区紺屋町 6 番地の 7 代表取締役 望月啓行

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パルコ 東京都豊島区南池袋一丁目 28 番 2 号 代表執行役 伊東 勇

4 変更事項

（1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）20,308 平方メートル

（変更後）22,036 平方メートル

（2）施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	258 台	307 台
駐輪場の収容台数	62 台	90 台
荷さばき施設の面積	141 平方メートル	196 平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	14 立方メートル	20.37 立方メートル

（3）施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	変更前	変更後
開店時刻	10:00	10:00（年間 60 日 9:00）
駐車場を利用できる時間帯	9:30～20:30（年間 60 日 21:30）	9:30（年間 60 日 8:30）～20:30（年間 60 日 21:30）
駐車場の出入口の数及び位置	23 箇所	30 箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	4:00～23:00	6:00～22:00

5 変更年月日

平成 19 年 3 月 1 日

6 届出年月日

平成 18 年 7 月 4 日